

産業廃棄物収集運搬業許可証

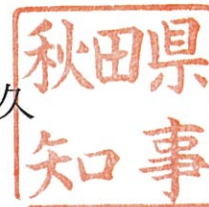
住 所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏 名 八戸通運株式会社

代表取締役 高林 秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和5年7月7日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年7月6日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、
オ 廃プラスチック類、カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
ク ばいじん 以上8品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年7月7日	新規許可
平成20年7月7日	更新許可
平成25年7月7日	更新許可
平成30年7月7日	更新許可
令和5年7月7日	更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白